

北海道がん診療連携協議会相談・情報部会がん専門相談実務者会議運営要領

第1 目的

この要領は、北海道がん診療連携協議会相談・情報部会（以下「相談・情報部会」という。）に設置するがん専門相談実務者会議（以下「実務者会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 協議事項

実務者会議は、相談・情報部会の取組の充実に資するため、以下の項について協議する

- (1) がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び地域がん診療病院（以下「診療病院」という。）に設置されているがん相談支援センターのがん専門相談に従事する実務者（以下「実務者」という。）個々の資質向上及びネットワーク作り。
- (2) がん対策基本法及び国の「がん対策推進基本計画」並びに「北海道がん対策推進計画」に掲げる施策並びにがん相談の実態に即した取組の充実。
- (3) (1) 及び (2) に掲げるほか、がんに関する相談支援及び情報提供の推進に必要な事項。

第3 構成員

- (1) 実務者会議は、相談・情報部会の部会員が指名する者により構成することとし、当該構成員は、各拠点病院及び各診療病院1名以上とする。
- (2) 部会長は、必要に応じ、拠点病院及び診療病院の実務者以外の者の実務者会議への出席を求めることができるものとする。

第4 運営

- (1) 実務者会議の開催は、3か月に一度を目安とする。
- (2) 実務者会議の会場の手配、議題の選定及び会議進行等を行う担当病院は、都道府県がん診療連携拠点病院が務めるものとする。
- (3) 実務者会議の事務は、相談・情報部会部会長施設が担当する。
- (4) 相談・情報部会部会長施設は、実務者会議の協議結果を取りまとめの上、その結果を速やかに各部会員へ情報提供するものとする。

第5 その他

この要領に定めるほか実務者会議に関し必要な事項は、構成員間で検討し、相談・情報部会部会長の承認を得て決定するものとする。

附則

1. この要領は、平成24年3月16日から施行する。
2. この要領は、平成27年1月30日に改正され同日から施行する。
3. この要領は、平成29年12月13日に改正され平成30年1月1日から施行する。